

令和7年度 寄居町ビジネスパワーアップ事業補助金のご案内

商工会では、寄居町中小企業・小規模企業振興条例に鑑み、埼玉県が実施している経営革新計画や国が実施している事業継続力強化計画に基づく、小規模事業者等の売上回復や地道な販路開拓等の取組みに要する費用に対して、予算の範囲内において経費の一部を補助します。

～新たな取組みに要する費用の例～



新たに HP を作成	SNS 広告で販売促進
新商品開発に伴う設備導入	YouTube 動画の作成
新たに販促チラシを作成	新たに会社ロゴを制作
新事業に向けた資質向上	展示会等への出展



交付対象事業

寄居町内に本社又は主たる事業所を有する中小・小規模事業者等であり、令和7年度中に経営革新計画等の策定を行う予定、もしくは策定についての誓約を行うこと。あるいは、令和6年度中に経営革新計画等を取得しており、令和7年4月1日時点で計画に基づく事業を実施していること。

◆対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、

展示会等出展費（展示会・商談会等を含む）、新商品開発費、委託・外注費、資格取得費

補助率・補助上限額

補助率	補助上限額	備考
2分の1	15万円	補助金額は1,000円未満切り捨て

事業提案受付期限

令和8年3月13日(金) ※必着



事業計画書について

商工会 HP からダウンロード可能です。 【商工会HP QRコード】

事業認定について

交付対象事業を決定するに当たり、書面審査を行います。

なお、事業の提案にあたっては、事前に担当者までご相談ください。

※補助金の概要は裏面をご覧ください！



寄居町商工会

Yorii Town Society of Commerce and Industry

補助金の概要

町内で事業を行う企業が、経営革新計画もしくは事業継続力強化計画(以下、経営革新計画等)に基づいて実施する売上回復や地道な販路開拓等の取組みに対し、商工会の事業認定を受けた事業に要する費用に対して、予算の範囲内において経費の一部を補助します。

交付対象者(申請者)

寄居町内に本社又は主たる事業所を有する中小・小規模事業者等であり、令和7年度中に経営革新計画等の策定を行う予定、もしくは策定についての誓約を行うこと。あるいは、令和6年度中に経営革新計画等を取得しており、令和7年4月1日時点で計画に基づく事業を実施していること。

補助金の交付要件等

- (1)申請者は、町税の滞納がないこと
- (2)申請者及び事業に関わるすべての店舗・事業所等が、次のすべての要件に該当すること。
 - ①暴力団員又は暴力団関係者でないこと
 - ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと
 - ③販売する物品等や提供するサービスが、政治的なもの又は公序良俗に反するものではないこと
- (3)事業の目的が、政治的活動または宗教的活動ではないこと
- (4)事業実施後に、事業の成果など報告を行うこと
- (5)事業実績報告までに、経営革新計画等の認定を受けること

補助対象経費額の条件

交付対象事業の実施に要する経費のうち、補助対象経費が 5万円以上であること

補助対象事業の実施期間

事業認定後から、令和8年3月 20日(金)までに完了し、実績報告できる事業

補助対象経費

交付対象事業の実施に要する経費が対象です。但し、次の費用は、対象経費にはなりません。

- ・事業開催に伴う会議及び直会、反省会に係る費用
- ・代表者及び事業に関わる店舗、事業所等の関係者への人件費、お礼、寸志
- ・有料で提供する商品、飲み物、食べ物
- ・宗教関係の支出
- ・備品購入費
- ・食糧費全般
- ・別の補助金、助成金等の交付を受ける経費
- ・その他、商工会長が適当でないと認める経費

事業提案・申請から実施の流れ

①事前相談→②事業の提案(事業計画書、代表者の住所等が分かる書類)→③書面審査→④認定の決定→⑤事業の実施(事業認定後～令和8年 3 月 20日(金)までに実施する取組み)→⑥実績報告書の提出(事業完了後、3月27日(金)までに提出してください。)→⑦補助金額の確定、支払い